

# 家主と地主<sup>®</sup>

1月号  
Vol.64

課税強化のウソホント

タワーマンション

ネコと人間の  
ナフバリ争い勃発

晩婚化、高齢化で飼主増加



## 賃貸住宅がホテルに化けるかも

今注目の「民泊」が追い風に



業界トレンド最前線 今月のTOPICS

- ＊福岡のオーナーがD-Yリノベーションイベントを実施し1135名が参加
- ＊輸入壁紙販売「WAAPA」が大阪に新本店をオープン
- ＊不動産投資状況！ 売却した収益不動産の6割が購入価格上回る
- ＊個人オーナーでも掲載できる中古売買サイト登場

# トークで解決 Q&A

ビル賃貸借にまつわる疑問に  
お答えする当コーナー。  
Q社長とA弁護士の軽妙なトークを  
楽しみながら、問題となる事項の  
要に迫っていきましょう。



## 事務所と店舗は用法が違う

以前うちの会社で所有する賃貸ビルの1階が空いたので、物品の販売会社に事務所の使用目的で貸借したところ、いつの間にか自社製品の販売店舗として使われていたことがあります。店はあまり繁盛していないなか解約して出ていったんだけど、後から振り返ってみると、こうした場合は用法違反なんですか。

A弁護士

Q社長

【質問】契約書の使用回数

【回答】「事務所」と書いてあつたわけだろ。

に「Tシャツプリント店」と掲げ、貨物フロアに商品のTシャツなどを置いていたケースだ。「このTシャツがサンプルの展示にすぎず、それを超えて店舗使用の状況になつたとまでは言えない、だから使用者が出入りする実態ではない場合、事務所使用としての範囲を超えて店舗使用の状況になつたところ、「貸し機業」を営むようになった事例だ。「貸し機業」とは、室内に相当数の机や電話を設置して、利用者に有料で特定の機を使用させる業態のこと。裁判所は結局「貸し機業」としての利用をされると、「日本アドバイス人との信頼関係のない多数の者が出入りし、ビルの品位も低下する」となると面倒として、「貸し機業」を有効なものと認めていた。

【質問】A弁護士

Q社長

【質問】契約書の使用回数

【回答】「事務所」

が実際の地裁の判決！他方でこんな例もある。

東京高裁昭和61年2月28日判決の事例だ。ビルオーナーが不動産業者に事務所として貸したものによる、 「貸し機業」を営むよ。

えー!! ピヨヨー。これが

不適切な用法違反！

その結果、「貸し機業」としての利用が認められると、ビルオーナーは室内に相当数の机や電話を設置して、利用者に有料で特定の機を使用させる業態のこと。裁判所は結局「貸し機業」としての利用をされると、「日本アドバイス人との信頼関係のない多数の者が出入りし、ビルの品位も低下する」となると面倒として、「貸し機業」を有効なものと認めていた。

実態として貸したビルに貸し機業として貸したアドバイス人との信頼関係のないものと認めていた。

# 賃貸ビル、テナント用法違反はどこから？

そうすると、店舗と事務所とでは

あるので、これに従ひないといふものだ。貸貸人としても、使用の仕方が質的に異なるよね。

それなら「**使用目的違反**」  
用法違反ということになります。

なる。そして契約書上、契約解除の事由として通常「本契約に違反した場合」と記載があるはずだから契約の解除が可能だよ。

うつたんですね！

今後のためには教えてください。「事業用に借りたからには、事務所だろうと店舗だろうと、して変わりはないから、使用目的違反など」というのは形式的な話であつて、解除されるほどの大変ではない」みたいな反論が通つた

いたことがあつたような…。

貸貸借契約書の使用目的の条項の意義から考へてみよう。貸貸借では、テナントは契約や目的物の性質により定めた用法に従つて使用する義務を負うとされる。そして、こうして

いたことがあつたようだ。

具体的な話もある。事務所の使用目的でビルのワンフロアを貸貸したところ、テナントが「テレホンクラブ」として使用していたという事例だ。東京地裁昭和63年12月5日判決は

「テナントの用法違反であり、貸しビル全体の品位が損なわれ、簪の捜査も及ぶことになりうるし、他の優良なテナントの入居も困難になると思われるなどの事情があるので不本意だ。何とかしたい」と言つていただけ。

多數人が頻繁に出入りする場所だ。

屋の写真が載つていたけれど、大

体の所在地の地図は載つていたものの場所の正確な記載はなかったらしい。友人は貸した相手に対して「居住用に貸したつもりだったのに不本意だ。何とかしたい」と

商品を陳列して販売する、不特定多数人が頻繁に出入りする場所だ。

## 無断でテレホンクラブ開店

関係のない多數の者が出入りすることは重大ことなのね。

## 無断でテレホンクラブ開店

関係のない多數の者が出入りすることは重大ことなのね。

これは、テナントの用法違反であり、貸

しビル全体の品位が損なわれ、簪の捜査も及ぶことになりうるし、他の優良なテナントの入居も困難になると思われるなどの事情があるので不本意だ。何とかしたい」と

用法違反ではない」と判断しているものがある。東京地裁平成18年6月26日判決の例だ。ビルオーナーがイベント会社に事務所として貸貸したところ、その会社は、外看板

でも、裁判では事務所と店舗で違うからといって必ず解除を認めてくれるから。実態の問題もありますよね。

まさにそこがポイントだ。事務所として貸し

たのに店舗として利用されているとして訴訟となつたケースで、判例では、「実態からして使用目的違反ではない」と判断しているものがある。

たいてい店舗として利用されても、第三者はテナントから第三者に占有が移転され、第三者が居座つたりする判決を勝ちとつても、訴訟の結果前にテナントから第三者に占有が移転され、第三者が居座つたりする判決は第三者に対する強制執行ができない。第三者に対しても新たに訴訟するしかなく、大変面倒だから早めに手を打つといい。

訴訟提起の前にテナントに対する強制執行がかかるわけだ。

ました。ありがとうございました。

A弁護士

Q社長

【質問】契約書の使用回数

【回答】「事務所」

あるので、これに従ひないといふものだ。貸貸人としても、使用の仕方が質的に異なるよね。

確かにそつですね。使い物件は、事務所として「本物の」という約定になつたと思います。

なる。そして契約書上、契約解除の事由として通常「本契約に違反した場合」と記載があるはずだから契約の解除が可能だよ。

うつたんですね！

今後のためには教えてください。

事業用に借りたからには、事務所だろうと店舗だろうと、して変わりはないから、使用目的違反など」というのは形式的な話であつて、解除されるほどの大変ではない」みたいな反論が通つた

いたことがあつたようだ。

貸貸借契約書の使用目的の条項の意義から考へてみよう。貸貸借では、テナントは契約や目的物の性質により定めた用法に従つて使用する義務を負うとされる。そして、こうして

いたことがあつたようだ。

具体的な話もある。事務所の使用目的でビルのワンフロアを貸貸したところ、テナントは、テナントは契約や目的物の性質により定めた用法に従つて使用する義務を負うとされる。そして、こうして

いたことがあつたようだ。

貸貸借契約書の使用目的の条項の意義から考へてみよう。貸貸借では、テナントは契約や目的物の性質により定めた用法に従つて使用する義務を負うとされる。そして、こうして

いたことがあつたようだ。

貸貸借契約書の使用目的の条項の意義から考へてみよう。貸貸借では、テナントは契約や目的物の性質により定めた用法に従つて使用する義務を負うとされる。そして、こうして